

(訂正公告)

令和7年7月7日付けで公告した岩国自然休養林修景伐採事業の一般競争入札の広告内容について、訂正があるので公示する。

令和7年7月16日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所長 伊藤 慎一

1. 閲覧図書 請負契約書（案）について以下のとおり訂正します。

「2 事業場所」

訂正前：山口県岩国市御庄 城山国有林

訂正後：山口県岩国市御庄外 城山国有林

2. 閲覧図書 事業内訳書について以下のとおり訂正します。

記番を記載

3. 閲覧図書 令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図について以下のとおり訂正します。

「題名」

訂正前：令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図（記番無記載）

訂正後：令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図 1

：令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図 2

「縮尺」

訂正前：1/20,000

訂正後：1/5,000

「凡例」

訂正前：記番無記載

訂正後：記番を記載

訂正前：材積 5.95

訂正後：材積 8.89

4. 閲覧図書 仕様書について以下のとおり訂正します。

修正前：6 伐倒木は白テープ・ピンクテープ環状二本線により表示している。

修正後：6 記番1の伐倒木は白テープ・ピンクテープ環状二本線により表示している。

修正前：7 伐倒木

訂正後：8 伐倒木竹

修正前：10 伐倒木

訂正後：11 伐倒木竹

以下の記載を追加

- ・ 7 記番 2 の区域は黄色テープ環状一本線により表示している。
- ・ 12 記番 2 の竹伐採について、区域内の広葉樹は原則保残する。
- ・ 13 伐倒区域下に民家があることから、作業中の落石等防止のための措置を講じること。

上記訂正に伴う段落番号の訂正

請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 岩国自然休養林修景伐採事業
- 2 事業場所 山口県岩国市御庄^外 城山国有林（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙2事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年11月28日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）額
金 円也）
- 〔注〕「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並び
に地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／
110を乗じて得た額である。
（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払い	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払い		第35条第3項
×	部分払い	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- （注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。
- 7 特約事項
- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。

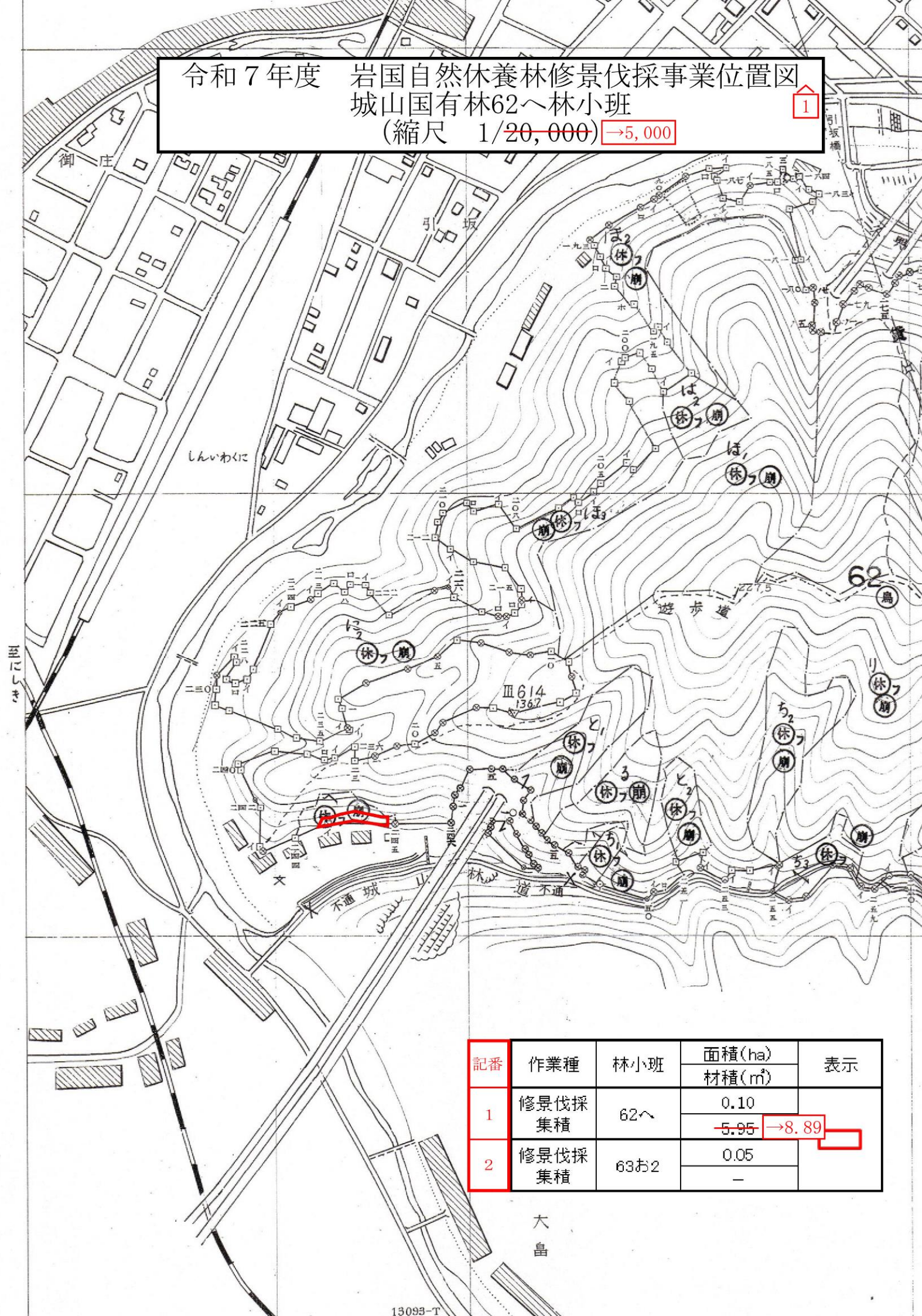
(別紙2)

事業内訳書

記番	森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	数量	単位	摘要
1	岩国	修景伐採 (伐採・存置)	契約締結日の翌日 から 令和7年9月30日	城山	62へ	0.10	ha	ヒノキ その他広葉樹
						36	本	
						8.89	m ³	
2	岩国	修景伐採 (伐採・存置)	契約締結日の翌日 から 令和7年11月28日	城山	63お2	0.05	ha	竹

令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図
城山国有林62～林小班
(縮尺 1/20,000) →5,000

1



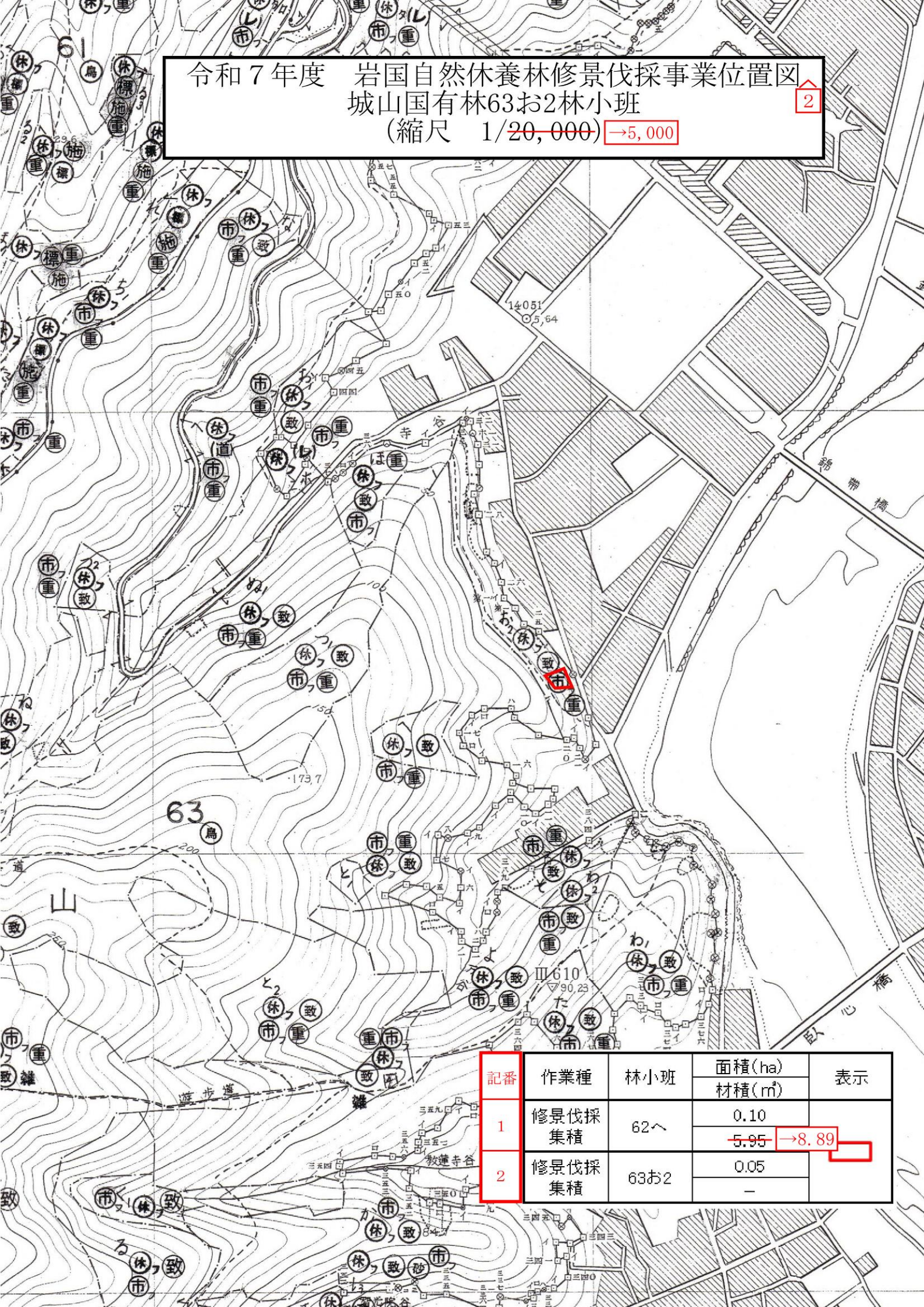
記番	作業種	林小班	面積(ha)	表示
			材積(m³)	
1	修景伐採 集積	62～	0.10	
			5.95 →8.89	
2	修景伐採 集積	63お2	0.05	
			—	

大島

令和7年度 岩国自然休養林修景伐採事業位置図
城山国有林63お2林小班

2

(縮尺 1/20,000) →5,000



記番	作業種	林小班	面積(ha)	表示
			材積(m³)	
1	修景伐採 集積	62へ	0.10	
			5.95 →8.89	
2	修景伐採 集積	63お2	0.05	
			—	

仕 様 書

(総則)

- 1 本作業実施に当っては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。
- 2 本作業仕様書及び図面に疑義あるときは、監督職員の判定によるものとする。
- 3 作業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律に定めるところに従い違反しないこと。
- 4 作業地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。
- 5 本作業終了に際しては監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

記番 1 の 対象木等の表示等)

- 6 伐倒木は白テープ・ピンクテープ環状二本線により表示している。

7 記番 2 の区域は黄色テープ環状一本線により表示している。

(修景伐採・集積作業)

- 8 7 伐採木は、原則すべて林内に存置・集積すること。やむを得ない場合は、監督職員と協議 **竹** こと。滑落しないよう必要に応じてロープ等で固定すること。
- 9 8 かかり木とならないよう完全に伐倒するとともに、残存木の被害防止に万全を期すること。
- 10 9 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止のため、沢への伐倒は避けること。
- 11 10 伐倒木は集積しやすい長さに玉切り、枝払いを行い、転落等を防止するため集積には万全の **竹** 措置を講ずること。転落する恐れがある場合については、木杭・ネット・ロープ等を設置し転落しないようにすること。
- 12 記番 2 の竹伐採について、区域内の広葉樹は原則保残する。
- (その他) 13 伐倒区域下に民家があることから、作業中の落石等防止のための措置を講じること。
- 14 11 伐倒作業中は、~~遊歩道の通行止めを行い、~~歩行者の安全確保に努めること。
- 15 12 本事業について、事業地周辺の住民に作業内容 **等** と事前に説明する必要があるときは、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- 16 13 本事業を行うにあたって、民地を使用する場合には、請負者において対応するものとし、監督職員へも対応内容を報告すること。
- 17 14 作業実施にあたり道路占有等許可等を得る必要がある場合は、法令等に従い許可を得ること。
- 18 15 請負者は請負業者賠償責任保険に加入し、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。
- 19 16 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。